

2017年7月10日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人
弁護士 板 井 優

- 1 先日私たちは、長崎県などの石木ダム建設差し止めを求めて裁判を提起しました。
本日は、その裁判の第1回口頭弁論にあたります。
この機会に、私どもに意見陳述の機会を与えて頂いた裁判所の配慮に心からお礼を申し上げます。
私の意見陳述は、ダム建設問題をどのように考えるのかについてもであります。
以下、その詳細について申し上げます。
- 2 石木ダム建設事業はいわゆる県営事業として行われます。しかし、その原型は、昭和30年代半ばの特定多目的ダム法にあります。この法律の成立の結果、国営ダムについては建設省（現国土交通省）がその所有・管理者となり、このダムの水を使う者、利水目的でこのダムの水を使う者は建設省に対し、いわゆる使用料を支払うということになりました。
しかし、ここには重大な矛盾があります。すなわち建設省の行う治水目的のためには、理想的にはダムには水を貯めずにカラにして降った大雨を貯める必要があります。しかし、いわゆる利水目的のためには、逆に使用する水をあらかじめダムに貯めておく必要があります。まさに矛盾です。
そのためもあってか、最近熊本県においては、国土交通省（国交省）は治水専用ダムを造ろうとし、熊本市の中心を流れる白川の上流部に計画された立野ダム建設事業ではいわゆる流水型の穴あきダム計画となっています。
- 3 ダムとは、本来的には地価の安い山間部に作った遊水池ということが出来ます。要するに、ダムも河川改修も治水の一方法にしか過ぎません。ところでダムについては、例えば、100年に1回の大雨に備える基本

高水（たかみず）流量という考え方をもとにダムを造ります。こうした基本高水流量を前提にしてのダム造りを「治水安全度」を満たしているとしています。

ここで、理解して欲しいことがあります。例えば、100年に1回の大雨はこの地方では合理的か、という論争があります。しかし、何年に一度かという考え方は、大雨の降る可能性よりも、その地域が何年かに1回の洪水によって損害を受けるということを前提にしています。すなわち、石木ダム事業計画では100年に1回の大雨を想定し、首都圏近くでは150年、200年に1度の大雨を想定しています。しかしながら、自然現象である大雨がその地域の損害額に応じて降るなんてことはありません。

次に、基本高水流量の合理性が議論されています。しかし、この概念は、例えば、何年に1回の大雨であってもこれに対応するダムの強度は安全だという理論に過ぎません。

したがって、想定外の大雨にはダムは対応できないことになります。この点を明確に示したのが、鬼怒川の大水害でした。

しかし、ダムと河川改修は基本的に異なります。

ダム、とりわけ特定多目的ダムなどは、基本高水流量を超える想定外の大雨が降れば、自らを崩壊から守るために緊急放流を致します。そのために、下流は急激に河川水があふれ山が崩れ、人口密集地帯では大洪水になります。

さらに、ダムはダム湖に水を貯める結果、そこに住む魚介類を死滅させるなど自然環境を崩壊させ、田畑や家屋を水に沈め住民の生業を奪います。これらのことは石木ダム建設計画でも指摘されています。加えて、石木ダム建設計画では、毎年行われているホタル祭りも潰されてしまいます。

したがって、ダムではなく、河川改修を究極まで優先すべきであります。ところで、ダム建設事業については、この石木ダム建設事業でも計画後50年以上にもなっています。

ある週刊紙が、かつて行われていた談合で指名され

たゼネコンが当時の九州地方建設局にその旨の書面を出すと公印を押してくれ、福岡市内の銀行でお金を貸してくれたということを報道していました。この貸金の返済のためにはどれだけ時間が経とうともダムを造らなくてはならない、これが、いつまでも古いダム計画が一人歩きする理由だということです。

ここで、利水目的に一言申し上げます。今、この国の人口が2060年に1億人を切り約8674万人になるのが当然の前提にされています。要するに、水需要も大きく減少するのです。にもかかわらず、佐世保市は水需要が増大するとして計画を立て、ダムの必要性を訴えています。要らない水を、水道代を値上げしてまで確保する必要性が本当にあるのでしょうか。

大型公共事業は、行政やゼネコンが決定するのではなく、住民が決定するものではないでしょうか。本来大型公共事業を利用するのは住民であります。その意味で、住民を無視した石木ダム建設計画は明らかに違法であります。

4 では河川改修で問題が解決できるのでしょうか。

熊本では、県知事が、川辺川ダム建設計画について、宝の川球磨川・川辺川について究極的に河川改修を行い、その上でそれ以上の大雨が降ったら命を守るために逃げるしかないと言っています。

前人吉市長は「防災安全度」という言葉でこれを説明しています。究極的に河川改修をしてもそれ以上の大雨が降れば自らの命を守るために逃げる計画を作り上げ、日ごろから訓練を行うことが大事であると強調しています。

最近、国交省は、突然球磨川で1000年に1回の大雨が降ったら甚大な被害が起きる、という推測結果を公表しました。

要するに、防災安全度という考え方を国交省も事実上認めているのです。

5 裁判所におかれては、こうした指摘を踏まえて是非とも公正な判決を下して頂き、「始めにダムありき」行政をチェックして頂きたいと思えます。

以上で、私の意見陳述を終わります。